

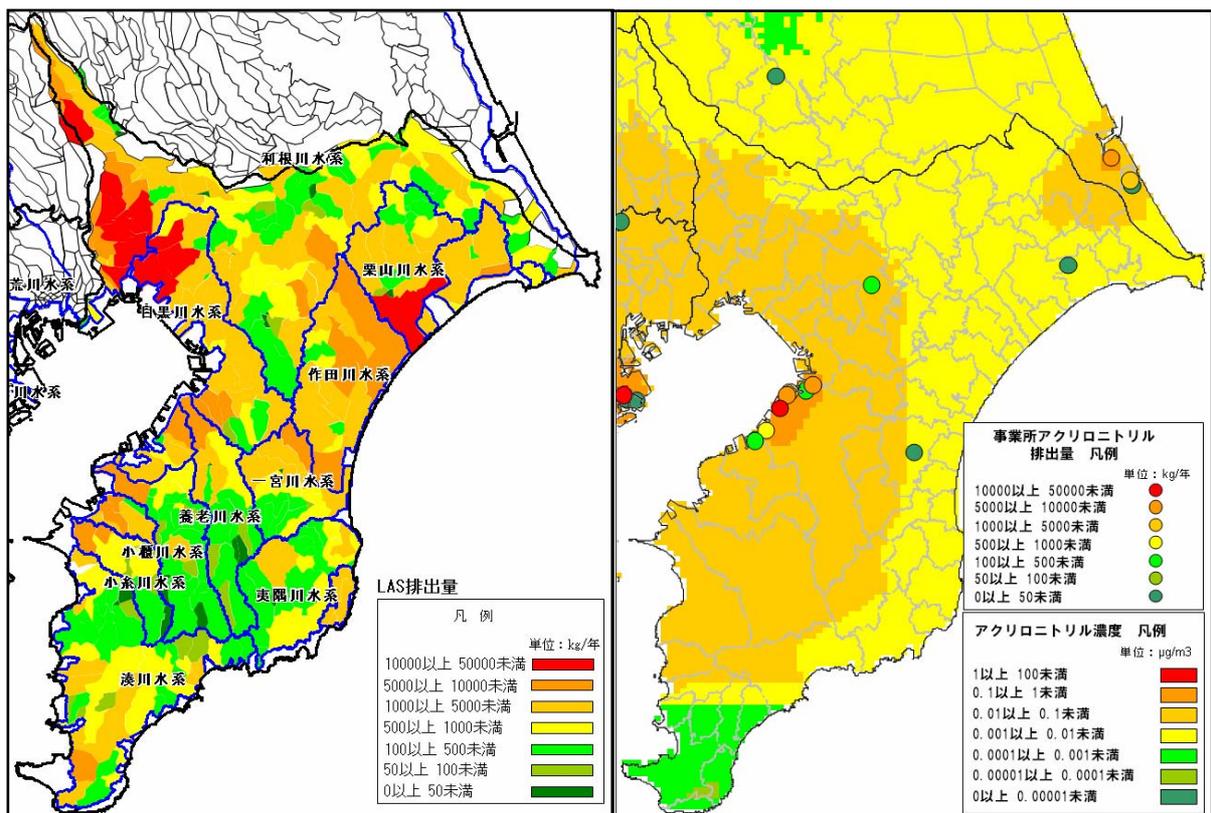
③ 汎用マップツールの機能と描画例

「PRTR データ抽出・集計ツール」から得られたデータを分かりやすく表現するには、都道府県単位で作成された「汎用マップツール」(EXCEL)を用いて排出量等を可視化することができる。下記の5種類のマップについて、色分け地図の作成や、事業所やモニタリング地点など任意のポイントを描画することができる。

この他に、モニタリングデータ(有害大気汚染物質モニタリング調査結果、水質汚濁に係る要監視項目の調査結果、化学物質環境実態調査結果)も併せて提供することにより、化学物質の排出量や推計濃度とモニタリング結果を比較したり、地図上に重ね合わせて表示したりすることも可能になる。

【マップ1】都道府県マップ	都道府県に色をつけて表す全国分県図
【マップ2】市区町村マップ	県内の市区町村に色をつけて表す
【マップ3】流域マップ	県内の河川流域に色をつけて表す
【マップ4】メッシュマップ	県域を囲む長方形領域内のメッシュに色をつけて表す
【マップ5】ポイントマップ	色とサイズを変えてマップに事業所やモニタリング等の地点をおとす

図5-3 汎用マップツールで描画可能なマップの種類



千葉県におけるLASの流域マップ

千葉県におけるアクリロニトリルの
推計大気濃度と排出量のメッシュマップ

図5-4 汎用マップツールを用いた表示例

(2) 地方公共団体職員向けの研修の実施

国においては、毎年、化学物質排出把握管理促進法の実務に携わる地方公共団体職員等に対し、以下のような研修を実施している。

- 化学物質排出把握管理促進法に関する研修－法律の詳しい内容、国内外における化学物質管理の在り方、リスクコミュニケーションの手法等について講義を行うとともに、モデルを用いた大気環境濃度の解析方法等、化学物質のリスク評価の手法についての実習も行い、地方公共団体職員の化学物質管理に関する技能向上を支援している。
- 化学物質対策研修－化学物質環境対策に関する制度、政策の状況、環境リスク論等に関する講義を行うとともに、リスクコミュニケーションに関する実習を行い、地方公共団体その他関係行政機関の職員の行政能力の向上を支援している。

また、国は、毎年、地方公共団体PRTR担当者会議を開催し、化学物質排出把握管理促進法の実務レベルでの情報交換を実施している。本年度も、平成19年4月 20 日に開催され、届出の事務処理や未届出事業者対策等について議論がなされたところである。

6. 参考資料

(1) 化学物質排出把握管理促進法における関連規定

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成 11 年7月 13 日法律第 86 号)(抄)

(国及び地方公共団体の措置)

第十七条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、指定化学物質等取扱事業者が行う指定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて指定化学物質等の性状及び管理並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

5 国及び地方公共団体は、前二項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(1) 衆議院附帯決議(平成 11 年5月 21 日 衆議院商工委員会)(抄)

一 事業者の自主的取組みを促進するため、地方公共団体との連携強化により、事業者等に対する技術的な指導助言並びに人材育成等に努めるとともに、啓発・広報活動を積極的に進めること。

なお、本制度における地方公共団体の果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体との連携のあり方についても引き続き検討を進めること。

(2) 参議院附帯決議(平成 11 年7月6日 参議院国土・環境委員会)(抄)

一 本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会(平成 18 年5月 10 日～同年8月 29 日開催)における提言

化学物質排出把握管理促進法の施行の状況及び今後の課題について
(平成 18 年9月)

(1) 化学物質管理に関する目標・方針・計画

(前略)

事業者による自主的な化学物質管理方針、目標及び計画については、その実効性及び透明性を確保する観点から、国や地方公共団体、地域住民等の支援の下で実行することが望ましい。現行化管法においても、国及び地方公共団体は事業者の自主的取組について技術的助言その他の措置を講ずることとされており、さらなる支援、助言を行うべきである。管理方針、目標及び計画については、国、地方公共団体への提出を義務づけるべきかについて議論があった。提出の義務づけは自主性のメリットを損ない、自主的な化学物質管理の促進の観点からは逆効果になるおそれがあるとの意見があった。一方では、自主的な管理であっても、透明性を高めるため、提出の義務づけについて検討の余地があるとの意見もあった。また、重点的な対策が必要な場合には他の環境法令で対応すればよいとの意見もあった。

(4) 地域におけるリスク評価

事業者による化学物質管理は、地域における環境リスクを低減させるように行われる必要がある。このため、地方公共団体における地域の環境リスク評価、事業者による PRTR データを用いた地域の環境リスクへの寄与の分析等の取組が行われている。こうした取組が関係者の協力の下でさらに進められるよう、地域の環境リスク評価のための有害性・ばく露等に関する情報の共有、環境モニタリングの実施等について、地方公共団体、事業者等の協力体制を構築していくべきである。また、こうした取組を支援するため、各物質の有害性に基づいた評価指標、環境評価ツール、環境モニタリング手法等の開発をさらに進めるべきである。